

休眠預金等活用法に関する預金取引規定

本規定は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、定めるものです。本規定が適用される預金（以下、「本預金」といいます。）については、本規定の定めによるほか、当行が定める本預金に係る取引規定の規定により取り扱います。

1.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

- (1) 当行は、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。
 - A. 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
 - B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りります。）
 - C. 預金者および相続人等その他の本預金に係る債権を有する者（以下、「預金者等」といいます。）から、本預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（本預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りります）。
 - (a) 当行が公告すべき事項
 - (b) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (c) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - D. 当行が金融庁からの認可を受けた異動事由
- (2) (1)の異動事由については、当行ウェブサイト「休眠預金等活用法に係る異動事由」（以下「異動事由」といいます。）を掲示し、変更の都度、更新を行います。

2.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) 本預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - A. 当行ウェブサイトに掲示する異動事由が最後にあった日
 - B. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - C. 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りります。
 - D. 本預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定められる預金等に該当することとなった日
- (2) (1) Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - A. 預入期間、計算期間または償還期間が定められている場合にあっては、当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - B. 定期預金等の自動継続扱いの預金において、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合であり、当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 異動事由（当行ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - (b) 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りります。
 - C. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、本預金について支払が停止された場合であり、その支払の停止が解除された日
 - D. 本預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となった場合であり、その手続きが終了した日
 - E. 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていたまたは予定されている場合（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りります。）であり、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
 - F. 総合口座通帳および総合貯蓄口座通帳に記載された普通預金、定期預金および貯蓄預金のいずれかの預金について、上記に掲げる事由が生じた場合にあっては、総合口座通帳および総合貯蓄口座通帳に記載された普通預金、定期預金および貯蓄預金のいずれかの預金に係る最終異動日等
また、通帳制定期預金通帳に記載された複数の定期預金のいずれかの定期預金について、上記に掲げる事由が生じた場合にあっては、通帳制定期預金通帳に記載された複数の定期預金のいずれかの定期預金に係る最終異動日等
通帳制通知預金通帳に記載された複数の通知預金のいずれかの通知預金について、上記に掲げる事由が生じた場合であり、通帳制通知預金通帳に記載された複数の通知預金のいずれかの通知預金に係る最終異動日等

3.（休眠預金等代替金に関するお取扱い）

- (1) 本預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづく本預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) (1)の場合、預金者等は、当行を通じて本預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金

- 等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- A. 本預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと。
 - B. 本預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
 - C. 本預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - D. 本預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- A. 当行が本預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - B. 本預金について、3(2)に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - C. (3)にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

4. (本規定の変更)

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

5. (本規定の適用範囲)

本預金の種類および本預金にかかる取引規定は以下のとおりです。

- <当座預金>
当座勘定規定（一般当座用、個人当座用、手形専用当座用）
- <普通預金>
普通預金規定
普通預金規定（通帳発行省略用）
- <貯蓄預金>
貯蓄預金規定
- <納税準備預金>
納税準備預金規定
- <通知預金>
通知預金規定
- <定期預金>
定期預金規定書
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）単利型
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）複利型
自由金利型定期預金規定（大口定期）
期日指定定期預金規定
変動金利定期預金規定
自由満期複利型定期預金（家計名人）規定
- <積立定期預金>
積立定期預金規定
自動積立定期預金規定（積立定期預金 ふれあい・メロディ）
- <総合口座>
総合口座取引規定
- <非居住者円預金>
非居住者円普通預金規定

以上

【休眠預金等活用法に係る異動事由】

1. (本書の位置づけ)

当行は、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱うものです。本書の定めがないものは、「休眠預金等活用法に関する預金取引規定」の定めによるほか、当行が定める本預金に係る取引規定の定めにより取り扱います。

2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- (3) 預金者および相続人等その他の本預金に係る債権を有する者（以下、「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（本預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - A. 当行が公告をすべき事項
 - B. 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - C. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 当行が金融庁からの認可を受けた異動事由（本預金の種類ごとの異動事由は下記参照）
 - A. 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（非居住者円普通預金は記帳する取引がない場合を除きます。）または繰越があったこと、および預金者等からの申し出にもとづく当座入金帳の発行または繰越があったこと（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第4条第3項第1号）。
 - B. 総合口座通帳および総合貯蓄口座通帳に記帳された普通預金、定期預金および貯蓄預金のいずれかの預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。
また、通帳制定期預金通帳に記帳された複数の定期預金のいずれかの定期預金について、前に掲げるいずれかの事由が生じたこと（規則第4条第3項第6号）。
通帳制通知預金通帳に記帳された複数の通知預金のいずれかの通知預金について、前に掲げるいずれかの事由が生じたこと（規則第4条第3項第6号）。

【本預金の種類及び認可を受けた異動事由】（ただし令和6年1月1日以降に限る。）

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金（一般当座） 取引規定： 当座勘定規定（一般当座用、個人当座用、手形専用当座用）	規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由 ①入金帳の発行 ②入金帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③入金帳の繰越
当座預金（個人当座） 取引規定： 当座勘定規定（一般当座用、個人当座用、手形専用当座用）	規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由 ①入金帳の発行 ②入金帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③入金帳の繰越
当座預金（手形専用当座） 取引規定： 当座勘定規定（一般当座用、個人当座用、手形専用当座用）	規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由 ①入金帳の発行 ②入金帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③入金帳の繰越
普通預金 取引規定： 普通預金規定	規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳の繰越
貯蓄預金 取引規定： 貯蓄預金規定	規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳の繰越

預金等の種類	認可を受けた事由
<p>納税準備預金</p> <p>取引規定： 納税準備預金規定</p>	<p>規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳の繰越</p>
<p>通知預金</p> <p>取引規定： 通知預金規定</p>	<p>規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の通帳制通知預金において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p>
<p>期日指定定期預金</p> <p>取引規定： 期日指定定期預金規定 共通規定</p>	<p>規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座および通帳制定期預金において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p>
<p>自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）単利型</p> <p>取引規定： 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）単利型 共通規定</p>	<p>規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座および通帳制定期預金において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p>
<p>自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）複利型</p> <p>取引規定： 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）複利型 共通規定</p>	<p>規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座および通帳制定期預金において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p>
<p>自由金利型定期預金（大口定期）</p> <p>取引規定： 自由金利型定期預金規定（大口定期） 共通規定</p>	<p>規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座および通帳制定期預金において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p>
<p>変動金利定期預金</p> <p>取引規定： 変動金利定期預金規定 共通規定</p>	<p>規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座および通帳制定期預金において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p>
<p>自由満期複利型定期預金（家計名人）</p> <p>取引規定： 自由満期複利型定期預金（家計名人）規定 共通規定</p>	<p>規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座および通帳制定期預金において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p>

預金等の種類	認可を受けた事由
積立定期預金 取引規定： 積立定期預金規定	規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳の繰越
自動積立定期預金（積立定期預金 ふれあい・メロディ） 取引規定： 自動積立定期預金規定（積立定期預金 ふれあい・メロディ）	規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳の繰越
総合口座 取引規定： 総合口座取引規定	規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。） ③預金通帳の繰越 及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと
非居住者円預金 取引規定： 非居住者円普通預金規定	規則第4条第3項1号のうち預金者等の申し出による以下の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を除く。） ③預金通帳の繰越

以上